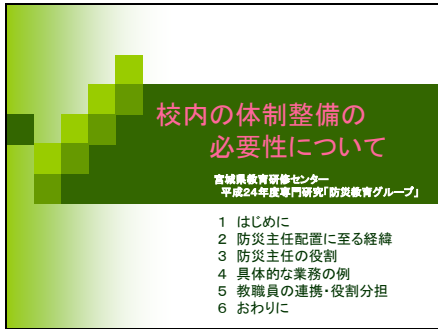


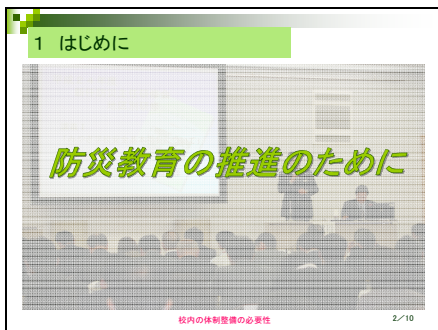
ス
ラ
イ
ド
1



～進行要領例～ 約5分

これから、「校内の体制整備の必要性について」の講義を始めます。内容については、スライドにあるとおりです。

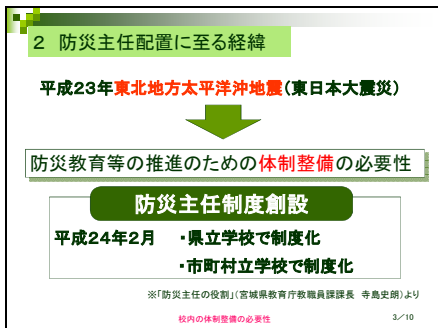
ス
ラ
イ
ド
2



宮城県では平成24年度から、県内の公立学校すべてに防災主任を配置しました。東日本大震災での経験と教訓を踏まえ、各校で防災教育を推進するためには、体制整備が必要であると考えたからです。

体制整備を進めるに当たって、まずは防災主任の役割を理解することが第一歩だと考えます。また、全教職員による協力も不可欠であり、それぞれがどんな役割を果たせば、より効果的に防災教育が推進できるか、考えながら聞いてほしいと思います。

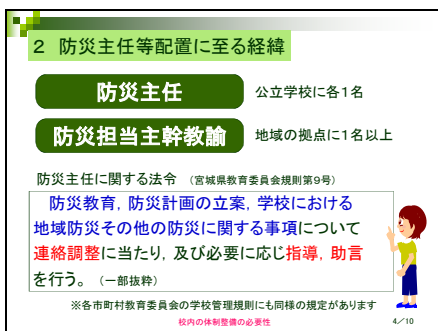
ス
ラ
イ
ド
3



はじめに、「防災主任配置に至る経緯」についてお話しします。

東日本大震災を経て、学校における防災教育の重要性が再認識されました。宮城県では「防災教育等の推進のための体制整備が必要」と考え、議会で協議や法令の改正など、防災主任の制度化を進めました。

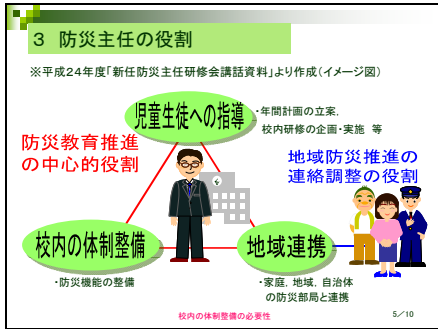
ス
ラ
イ
ド
4



そして、全国に先駆け、平成24年4月から県内すべての公立学校に防災主任を1名ずつ配置しました。また、防災担当主幹教諭を、各市町村の拠点となる学校に1名以上配置しています。

防災主任に関する法令によると、防災主任は、防災に関する事項について連絡調整や指導・助言を行うものとして位置付けられています。

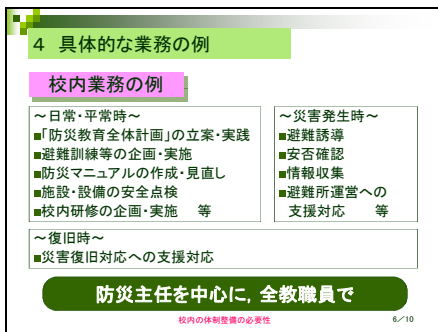
ス
ラ
イ
ド
5



次に、「防災主任の役割」についてです。防災主任は、防災教育推進の中心的役割、及び地域防災推進の連絡調整役として位置付けられており、重要な役割を担っていると言えます。

しかし、防災主任一人が、防災に関する全ての業務を担い、その責任を負うというものではありません。防災主任は「中心的な役割」「調整役」であり、防災教育等の推進に当たっては、全教職員による協力体制が必要です。

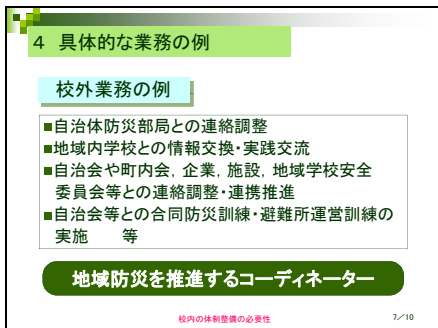
ス
ラ
イ
ド
6



ここで、防災主任の具体的な業務について見ていきましょう。

平成24年に宮城県教育委員会が発行した「みやぎ学校安全基本指針」によれば、防災主任の具体的な業務例を3つの視点で分類して示しています。「日常・平常時」はもちろんのこと、「災害発生時」も「復旧時」も、事前の備えが大切であることは言うまでもありません。防災に関する多様な業務が考えられることから、防災主任を中心としながら校内で役割分担し、全教職員で取り組むことが大切だと言えます。

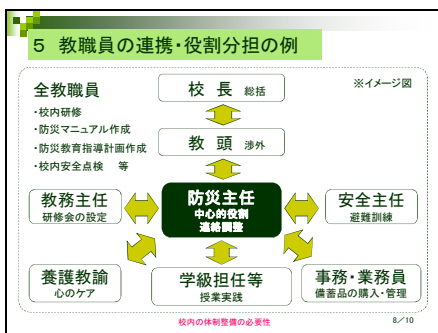
ス
ラ
イ
ド
7



また、校外業務の例として「自治体防災部局との連絡調整」や「自治会との合同防災訓練」などを挙げています。このことから、防災主任は地域防災を推進する「コーディネーター」としての役割も担っていると言えます。

地域内の学校間で連携を図る際などは、各市町村の防災主幹教諭が、各校の防災主任の中心となって、防災教育を進めることも考えられます。

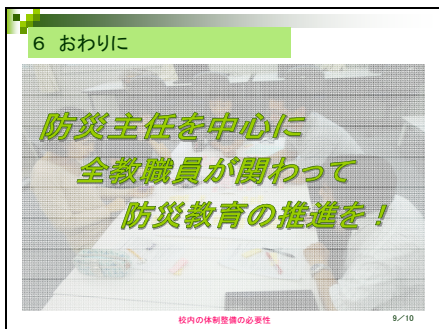
ス
ラ
イ
ド
8



これまでの解説を基に、校内における体制整備について考えてみましょう。

このスライドは、小学校における教職員の連携・役割分担の一例です。学校や地域の実態を考慮して、校内の体制を整備する必要があります。また、教職員の経験や専門性なども考慮しながら役割を分担することで、業務を円滑に進められると考えます。例えば、「心のケアに関する資料は養護教諭に」「防災に関する地域の情報収集は教頭先生に」など、既存の業務分担を生かすことが大切です。

ス
ラ
イ
ド
9



防災主任制度や防災主任の役割などから、防災教育等の推進のために、校内の体制整備が必要であることがお分かりいただけたでしょうか。その体制の中で、防災主任は中心的な役割として、組織をまとめていかなければなりません。そして、全教職員が協力しながら取り組んでいくことにより、防災教育が推進されることはもちろんのこと、災害時においても迅速で適切な対応ができるものと考えます。

ス
ラ
イ
ド
10

